

八戸市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正（案）の概要について

1. 改正の理由

学校施設開放事業において、これまで各学校が窓口となって運営事務を行っていたものを、予約システムとスマートキーボックスを導入することで教育委員会が一括管理を行うこととするため。

2. 改正の主な内容（追加・廃止項目）

- (1) 学校施設開放事業運営協議会を廃止
 - ・協議会が担っていた業務を教育委員会に移管する。
- (2) 対象となる学校施設の明記
 - ・校庭、体育館、柔剣道場とし、開放校の実情に応じて教育委員会が定める。
- (3) 利用団体の登録の条文を追加
- (4) 利用団体の範囲を拡大するとともに、要件を明記
 - ① スポーツ・レクリエーション活動又は社会教育活動を目的とした団体であること。
 - ② 5人以上で構成され、その過半数が市内に在住、又は在勤、若しくは在学する者であること。
 - ③ 団体の代表者が市内に在住、又は在勤、若しくは在学する18歳以上の者（高等学校在籍者を除く）であること。
- (5) 事故があった場合の責任の所在を明記

3. 施行期日

令和8年5月1日

ただし、この規則を施行するために必要な準備行為は、公布の日